

大和市民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月13日

大和市長 大 木 哲

### 大和市民規則第31号

大和市民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大和市民健康保険税条例施行規則（昭和46年大和市民規則第45号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項第2号ア中「当該年」を「基準年」に、「をする日の属する年の1月から12月までをいう」を「に係る次項に規定する対象税が令和元年度分及び令和2年度分の場合にあつては令和2年1月から同年12月まで、令和3年度分の場合にあつては令和3年1月から同年12月までをいう。以下同じ」に、「感染症減免申請をする日の属する年」を「基準年」に改め、同号ウ中「附則第7項」を「附則第8項」に改める。

附則第5項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和元年度分から令和3年度分まで」に、「令和3年4月1日」を「令和2年2月1日」に改め、「納期」の次に「（ただし、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったことにより令和2年1月分以前の国民健康保険税の納期限が同年2月1日以降となった場合を除く。）」を、「国民健康保険税（」の次に「令和3年3月31日以前の納期に係るものについては、入院等により同日までに感染症減免申請をすることができなかつたと認められる場合に限る。」を加える。

附則中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 感染症減免申請の申請期限は、令和4年3月31日までとする。この場合において、同日までにされた対象税に納期限を過ぎた部分を含む感染症減免申請は、第6条第2項の規定にかかわらず、条例第29条第2項ただし書の当該期限までに申請することができないと認められる場合に該当するものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。